

## 『北日本漁業』投稿規定

### 第1条（目的）

本規定は『北日本漁業』に掲載する投稿原稿について定める。

### 第2条（投稿資格）

本誌に投稿できる者は北日本漁業経済学会の会員とする。ただし、編集委員会が執筆を依頼、もしくは特に認めた執筆者はこの限りでない。

### 第3条（著者の範囲）

投稿原稿の筆頭著者は中心となってその研究をおこなった者とし、共著者は実際にその研究に携わった者に限る。研究に対する助言を与えた者や支援をおこなった者については謝辞等で記載し、著者に含めないこととする。

### 第4条（原稿の内容）

原則として投稿原稿は未発表のものに限る。ただし、編集委員長が認めた場合はこの限りではない。

### 第5条（投稿原稿の種類・文字数）

投稿原稿の種類は、論文、研究ノート、書評、随想、および編集委員長が適切と認めるものとする。邦文論文は2万字程度、邦文研究ノートは論文に準じる。書評は8,000字程度、その他については編集委員会で適宜判断する。また、英文論文および研究ノートは4,000語程度とする。規定の文字数を大きく超える場合は原則として受理しない。

### 第6条（執筆要領の遵守）

投稿原稿は別に定める執筆要領を遵守するものとする。執筆要領を逸脱する投稿原稿については、編集委員長は投稿原稿の受付を拒否できる。

### 第7条（使用言語）

投稿原稿は邦文もしくは英文で記述する。英文による投稿原稿は著者の責任においてネイティブチェックを受けることとする。ただし、日常的に英語を使用言語としている著者についてはこの限りではない。

### 第8条（原稿の提出）

原稿は電子データを事務局に提出する。提出は電子メールでもかまわないものとする。

### 第9条（原稿の受付と掲載）

掲載を希望する原稿は、編集委員会の指定する期日までに編集委員会事務局に提出し、査読の上、『北日本漁業』に掲載するものとする。

### 第10条（査読）

編集委員会は、編集委員会組織・運営内規に従って、匿名の複数の査読者による査読に基づき、掲載の可否を決定し著者に通知する。

### 第11条（投稿原稿の受理）

編集委員長は、著者の求めに応じ、『北日本漁業』への掲載が決定した投稿原稿についてのみ、受理を証明する文書を発行できる。

### 第12条（著作権）

『北日本漁業』に掲載された投稿原稿の著作権は学会に属するが、著者自身が自分の投稿原稿を利用することは差し支えないものとする。

### 第13条（原稿の責任）

本誌に掲載された投稿原稿の内容に関する責任は、執筆者が負うものとする。

### 第14条（掲載の取り消し）

掲載された投稿原稿が本規定に違背していることが判明した場合、編集委員長は掲載の取り消しを理事会に提案し、総会の議を経て会長は当該投稿原稿の掲載を取り消すことができる。

### 第15条（掲載料）

掲載が決まった投稿原稿については掲載料として5,000円（別刷30部を含む）を徴収する。別刷を31部以上必要とする場合は別に実費を徴収する。

### 第16条（提出先）

原稿は北日本漁業経済学会編集委員会事務局に提出とする。

### 第17条（その他）

原稿の執筆および投稿について、本規定で特に定めのない事柄に関しては、原則として、独立行政法人科学技術振興機構が定めた「科学技術情報流通技術基準（SIST）」における「学術論文の執筆と構成」（2010.3.25改訂）に準拠する。

第18条（規定の施行）本規定は2017年11月11日より施行する。

#### 【附則】

この規定の変更は総会でおこない、『北日本漁業』および北日本漁業経済学会ホームページにおいて公示する。

北日本漁業経済学会編集委員会事務局  
〒759-6595 下関市永田本町2-7-1  
独立行政法人水産大学校水産流通経営学科内

（2017年11月11日総会承認）